

証券コード 4378
2024年1月10日
(電子提供措置の開始日：2023年12月28日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目21-19
株式会社CINC
代表取締役社長 石松友典

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第10回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.cinc-j.co.jp/ir/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっています。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「CINC」又は証券「コード」に「4378」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、本総会の模様はご自宅等でもご覧いただけるようにオンライン配信をさせていただきます。詳細につきましては「株主総会オンライン配信のご案内」（3頁）をご参照くださいますようお願い申しあげます。

また、当日ご出席されない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年1月25日（木曜日）18時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2024年1月26日（金曜日）14時00分（受付開始：13時30分）

2. 場 所 東京都港区虎ノ門一丁目21-19 東急虎ノ門ビル6F

当社 会議室

前回と会場が異なりますので、最終ページの株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

3. 目的事項

報告事項

第10期（2022年11月1日から2023年10月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 4. 当日ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりませんので、あらかじめご了承ください。

<株主総会オンライン配信のご案内>

本総会のオンライン配信は、Zoomウェビナーを通してご覧いただけます。

配信URL（<https://us02web.zoom.us/j/87012887042>）

- ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。不具合が発生された際は「Zoomヘルプセンター」より動作環境のご確認をお願い申しあげます。
Zoomヘルプセンター (<https://support.zoom.us/hc/ja>)
- 本総会でのオンライン配信においては会社法上、株主総会への出席とは認められず、ご視聴のみ可能となります。そのため、オンライン視聴を通して、議決権行使、ご質問や動議を行うことはできませんので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願ひ申しあげます。
- 事前にご連絡いただきましたご質問は本総会内においてご回答させていただく予定ですが、やむを得ず全てのご質問にご回答できない場合や、ご回答を取りやめさせていただく場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願ひ申しあげます。
- 今後の状況により、オンライン配信ができなくなる可能性がございます。配信の状況等につきましては、当社ウェブサイトよりお知らせする情報をご確認くださいますよう、併せてお願ひ申しあげます。
- 映像や音声データを第三者へ提供することや公開での上映、転載・複製等は禁じます。
- リアルタイム配信のみとなります。後日のオンデマンド配信は行いませんので、あらかじめご了承ください。
- インターネット環境や機材トラブル、その他の事情により、映像や音声に不都合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。配信をご覧いただくに当たりましては、ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不都合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- オンライン配信にあたっては、株主様の肖像権及びプライバシー等に配慮したうえで、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願ひ申しあげます。

<インターネットによる事前質問の受付につきまして>

本株主総会における目的事項に関するご質問について、下記記載のフォームより事前受付を予定しておりますのでご活用ください。いただいたご質問のうち、株主の皆様のご関心が高い事項につきましては、議長の判断により、株主総会当日に説明させていただきます。

フォームURL（<https://forms.gle/Jg7RsGz2sVvPQnL9>）

フォームQRコード



方法 フォームにて株主名・株主番号・ご質問の登録をお願いいたします。

締切 2024年1月25日（木曜日） 18時30分

事 業 報 告

(自 2022年11月1日)
(至 2023年10月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2022年11月1日から2023年10月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する制限の緩和とそれに伴う経済活動の正常化が進む一方で、ウクライナ情勢の長期化による国際情勢不安を背景に、エネルギー価格や原材料価格の高騰、各国における金融政策の引き締めなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

一方で、当社が展開するサービスを取り巻く環境は、インターネット、スマートフォン、SNSの普及によりデジタルチャネルでの購買が一般化してきたことにより、企業のマーケティング活動のデジタルシフトが続いており、当社が事業を展開するDXコンサルティングや「Keywordmap」シリーズ等のデジタルマーケティングを支援するサービスへの需要は引き続き拡大傾向にあり、堅調な成長を続けております。

このような経営環境のもと、当事業年度の売上高は1,945,153千円（前期比7.8%増）、売上総利益は1,366,154千円（前期比4.2%増）となりました。一方、積極的な人材投資及び信託型ストックオプション関連費用の計上により人件費が増加したこと、新オフィス移転により一過性の費用が発生したことなどにより、営業利益は78,792千円（前期比73.1%減）、経常利益は77,911千円（前期比73.3%減）となりました。また、「Keywordmap for SNS」のサービス縮小の決定に伴い減損損失を計上したため、当期純利益は5,263千円（前期比97.4%減）となりました。

事業ごとの売上高及びセグメント利益は以下のとおりになります。

(ソリューション事業)

ソリューション事業においては、「Keywordmap」については、営業部員の人材育成が計画通りに進捗しなかったこと、新規の顧客層が従来のハイリテラシー層からライトユーザー層にまで拡大したことで、顧客のニーズの中心が分析の精度から使いやすさ、わかりやすさに変化したことにより、当社の競争優位性が低下したため、新規案件の獲得が鈍化しました。また、カスタマーサクセスチームに関しても人材育成が計画通りに進捗しておらず、十分なサポート・サクセス支援品質を提供できなかつことにより、解約率が上昇しました。

「Keywordmap」については、企業の多様化するニーズに対応することを目的とし、ハイリテラシー層からライトユーザー層まで幅広いユーザー層に対応するために、初心者向けのガイド機能の追加やコンテンツの制作・運用のサポート対象範囲を拡張するなど、大幅な刷新を行いました。

「Keywordmap for SNS」については、X社（旧Twitter社）から提供されるAPIの仕様変更の発表によりサービス提供環境の厳しさが増したため、2023年5月19日開催の取締役会にて「Keywordmap for SNS」のサービス縮小を決定し、7月1日以降、提供する機能の縮小、料金の値下げ、開発・営業体制の縮小を行いました。

その結果、当セグメントの売上高は前期と同水準の888,230千円（前期比0.2%増）を確保したものの、円安によるサーバー費の増加、営業人員増による人件費の増加により、セグメント利益は57,615千円（前期比72.1%減）となりました。

(アナリティクス事業)

アナリティクス事業は、既存のDXコンサルティングサービスにおいては、ウェビナーやSNSを活用したマーケティング施策が順調に推移したものの、営業人員の人材育成が計画通りに進捗しなかったことで受注率が鈍化し、新規獲得案件が減少しました。また、コンサルタントの採用遅延及び退職者の増加により、対応できる案件数が減少し、売上高の成長が鈍化しました。一方、新規サービスであるSNSマーケティングコンサルティングサービスやエキスパートソーシングサービスにおいては、人員採用が遅延したものの、案件獲得が堅調に進捗しました。

その結果、当セグメントの売上高は1,079,248千円（前期比15.5%増）となったものの、営業人員増による人件費の増加により、セグメント利益は21,176千円（前期比75.5%減）にとどまりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は186,627千円となりました。これは主に新オフィスへの移転費用と「Keywordmap」シリーズの開発費用によるものです。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区分	第7期 2020年10月期	第8期 2021年10月期	第9期 2022年10月期	第10期 (当事業年度) 2023年10月期
売 上 高	934,358 千円	1,313,545 千円	1,805,191 千円	1,945,153 千円
経 常 利 益	39,476 千円	190,471 千円	291,586 千円	77,911 千円
当 期 純 利 益	11,433 千円	129,544 千円	201,390 千円	5,263 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	3.81 円	43.10 円	60.28 円	1.56 円
総 資 産	767,273 千円	1,889,375 千円	2,025,589 千円	1,840,978 千円
純 資 産	235,835 千円	1,294,800 千円	1,497,948 千円	1,482,356 千円

- (注) 1. 2021年5月12日付で株式1株につき3株の分割を行っております。そこで第7期（2020年10月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
3. 第9期（2022年10月期）より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第9期（2022年10月期）以降の財産及び収益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(9) 対処すべき課題

① 優秀な人材の獲得と育成

当社の属するインターネット業界の最大の特徴は、急速な技術進歩と環境変化にあります。こうした変化の激しい環境において、当社では、技術進歩や環境変化で陳腐化しない、必要とされ続ける課題解決力と新しい事業の創出に挑戦し続けることができる人材が不可欠となっています。また、当社のコンサルティングサービスは知識集約ビジネスであり、コンサルタントのサービスレベルが成長の鍵となります。そのため、業界やサービス領域に特化せず、お客様のニーズに応えた実現性のあるサービスの提供が重要となっております。

そのため、当社は社内研修の強化、福利厚生の充実を図っていくとともに、志望者を惹きつけるような事業を展開していくことで、優秀な人材の採用強化に取り組んでまいります。

② 開発体制の強化

日々一刻と変化するデジタルマーケティング業界において、常に市場から支持される製品・サービスを開発するためには、適時的確に市場のニーズを把握し、迅速に機能開発を行う必要があります。そのためには、各開発メンバーとプロダクトオーナー、事業本部長の連携促進を適切に図り、開発スピードを維持・向上するような開発体制の強化が必要であると認識しております。また、開発部門と顧客やユーザーと接している営業部門がコミュニケーションを密に取ることで迅速に市場のニーズを吸い上げ、市場のニーズを機能開発・サービス開発に反映させてまいります。

③ 新規事業の展開

当社は、「マーケティングソリューションで日本を代表する会社を創る」ために、継続的な新規事業の開拓と育成が必要と考えております。そのためには社内リソースの活用だけではなく、外部リソースを活用することも重要と考えており、事業提携やM&A等のあらゆる可能性を検討してまいります。

④ 認知度の向上

当社は、これまで大規模な広告宣伝投資を行わず、当社が持つマーケティングノウハウ及び提供サービスの優位性によりクライアントの獲得を行ってまいりました。その結果、幅広い業種の企業に当社のサービスをご導入いただき、継続的な取引が実現できています。

しかしながら、事業のさらなる拡大を図るに当たり、当社ブランド及びサービスのより一層の認知の獲得が必要と考えており、広告宣伝及びプロモーション活動による認知度の向上を図ってまいります。

⑤ 知的財産管理体制の整備

第三者の著作権を含めた知的財産権に関して、当社はこれまで、調査可能な範囲で対応を行っております。

当社では、知的財産権管理に関するガイドラインを作成し、引き続き、チェック体制の強化、知的財産権管理体制の整備に努めてまいります。なお、当社では、過去において、他社の知的財産権を侵害したとして損害賠償や使用差止めの請求を受けたことはありません。

⑥ 情報セキュリティ体制の強化

当社は、インターネット上のビッグデータを収集し、分析を行い、顧客に提供しています。そのため、当該データに関する情報セキュリティ体制の強化が必要不可欠となっています。収集したデータの社内での機密性確保並びに漏洩防止の強化を行い、セキュリティ管理体制の構築、整備、運用に注力してまいります。

⑦ コンプライアンス及び内部管理体制の強化

当社が継続的に成長し続けるためには、コンプライアンス及び内部管理体制の強化が必要不可欠な課題であると認識しております。そのため、今後においても、内部統制システムの運用を徹底し、事業運営上のリスクの把握と管理を適切に行える体制構築に努めてまいります。また、当事業年度からコンプライアンス委員会を設置いたしました。引き続き、コンプライアンスの強化を図ってまいります。

(10) 主要な事業内容（2023年10月31日現在）

当社は、ビッグデータとAI・機械学習技術で、顧客のマーケティング課題をデータドリブンに解決し、ビジネスの成果創出を支援しています。主たる事業としては、マーケティング用調査・分析・運用ツール「Keywordmap」シリーズの開発・提供を行うソリューション事業、「Keywordmap」シリーズや社外のプロ人材を活用して、クライアントのマーケティング活動の利益最大化を支援するDXコンサルティングを提供するアナリティクス事業を展開しております。

ソリューション事業では、「Keywordmap」を主軸に、マーケティングにおける調査、分析、運用を支援するソフトウェアの開発・販売を行っております。「Keywordmap」シリーズは、当社が運営するクローラー(※1)や、データサービスプロバイダー(※2)を通じて取得したビッグデータを、自然言語処理(※3)・機械学習・深層学習技術(※4)と統計学を用いて解析を加えながら分析用のデータを提供することで、クライアントのデータドリブンに基づいたマーケティング活動を支援するプロダクトです。

アナリティクス事業では、「Keywordmap」シリーズを活用し、マーケティングビッグデータの解析を基盤としたDXコンサルティングを提供しております。当社のデータアナリストが「Keywordmap」シリーズが保有するビッグデータを中心に、多量かつ多様なデータを、定量的・客観的に調査・分析し、クライアントの市場における需要・供給の状況や、競合他社の戦略について的確に把握することで、クライアントのデジタルマーケティングの戦略立案・施策実行・効果測定までを統合的にサポートしています。

(※)

1. クローラー … 一定範囲のウェブサイトに対してルールに基づきサイト内を周期的に巡回してデータを収集する機能
2. データサービスプロバイダー … X (旧Twitter) 等のデータを有償提供している企業
3. 自然言語処理 … 人間が日常使っている“言葉”をコンピュータで処理できるようにする一連の技術
4. 深層学習技術 … コンピュータ上に人間の脳の仕組みを模し、コンピュータ自らがデータの特徴を発見できるようにする技術

(11) 主要な営業所並びに使用人の状況（2023年10月31日現在）

① 主要な営業所

本社：東京都港区虎ノ門一丁目21-19

② 使用人の状況

使用人数 140名（前事業年度末比11名増）

平均年齢 31.5歳

平均勤続年数 2.37年

(注) 使用人数は就業人員であります。

(12) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(13) 主要な借入先及び借入額（2023年10月31日現在）

(単位：千円)

借 入 先	借入額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	38,247
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	33,362

(14) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2023年10月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

12,000,000株

(2) 発行済株式の総数

3,352,481株（自己株式29,039株を除く）

(3) 株主数

2,018名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
石松 友典	914,200	27.26
株式会社CZ	808,100	24.10
株式会社平企画	465,000	13.87
平 大志朗	184,400	5.50
株式会社SBI証券	48,100	1.43
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	44,100	1.31
JPモルガン証券株式会社	29,200	0.87
渡辺 仁	19,380	0.57
吉竹 英俊	19,000	0.56
山地 竜太	16,650	0.49

(注) 1. 当社は、自己株式を29,039株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

新株予約権の権利行使により、発行済株式総数は19,710株増加しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対し職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年10月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
石松友典	代表取締役社長 兼ソリューション事業本部長	株式会社CZ 代表取締役 Nadia株式会社 社外取締役
平大志朗	取締役副社長兼 R&D事業開発室 長	株式会社平企画 代表取締役
雨越仁	取締役兼経営管 理本部長	
山地竜太	取締役兼アナリ ティクス事業本 部長	
小塚裕史	取締役	株式会社デジタル・コネクト 代表取締役 株式会社グッドパッチ 社外取締役 株式会社Blue Tiger Consulting 代表取締役
外石正行	常勤監査役	合同会社Y'sぷらざ 代表社員 株式会社Cajon 社外監査役 トライポッドワークス株式会社 社外監査役
深野竜矢	監査役	ZeLo FAS株式会社 代表取締役 税理士法人ZeLo 代表社員 WAmazing株式会社 社外監査役 株式会社タイミー 社外監査役
木山二郎	監査役	森・濱田松本法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役小塚裕史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役外石正行氏、深野竜矢氏、木山二郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役小塚裕史氏、監査役外石正行氏、深野竜矢氏は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第436条の2に規定する独立役員であります。
 4. 深野竜矢氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 木山二郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 小塚裕史氏の兼職先と当社との間に、特別な利害関係はありません。
 7. 外石正行氏の兼職先と当社との間に、特別な利害関係はありません。
 8. 深野竜矢氏の兼職先と当社との間に、特別な利害関係はありません。
 9. 木山二郎氏の兼職先と当社との間に、特別な利害関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役小塚裕史氏、監査役外石正行氏、深野竜矢氏及び木山二郎氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は2020年1月27日開催の定時株主総会（同株主総会終結時の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名）において、役員報酬総額を以下のとおり決議しております。

(株主総会決議内容)

取締役の報酬額 年額200,000千円以内

監査役の報酬額 年額20,000千円以内

各取締役の報酬等の額については、株主総会で決定した報酬等総額の限度内において、担当職務、業績、貢献度等を総合的に考慮して、取締役会にて決定しております。

当該事業年度における各取締役の報酬等の額は、2023年1月27日開催の取締役会にて決議しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決定した報酬等総額の限度内において常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して監査役の協議により決定しております。

区分	員数 (名)	報酬等の額(千円)			報酬等の総額 (千円)
		基本報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	5 (1)	77,130 (3,000)	—	13,701 (327)	90,831 (3,327)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	13,560 (13,560)	—	855 (855)	14,415 (14,415)
合計 (うち社外役員)	8 (4)	90,690 (16,560)	—	14,556 (1,182)	105,246 (17,742)

(注) 上記「非金銭報酬等」の額は、権利行使済みの信託型ストックオプションに係る源泉所得税の補填分となります。

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	小 塚 裕 史	当事業年度開催の取締役会には18回中18回（100%）出席し、様々な会社の役員を歴任、その経験で培った経営の専門家としての経験・見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また経営の監督とチェックを適宜行っています。
社外監査役	外 石 正 行	当事業年度開催の取締役会には18回中18回（100%）、監査役会には15回中15回（100%）出席し、様々な会社の役員を歴任、その経験で培った経営の専門家としての経験・見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また経営の監督とチェックを適宜行っています。
社外監査役	深 野 竜 矢	当事業年度開催の取締役会には18回中18回（100%）、監査役会には15回中15回（100%）出席し、公認会計士として培われた財務及び会計に関する専門的な知識及び経験等から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。また経営の監督とチェックを適宜行っています。
社外監査役	木 山 二 郎	当事業年度開催の取締役会には18回中18回（100%）、監査役会には15回中15回（100%）出席し、弁護士として培われた専門的な知識及び経験等から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。また経営の監督とチェックを適宜行っています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた会計監査計画の内容、前年度の監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況及び報酬の前提となる見積りの算出根拠などを精査した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は2023年7月14日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

<内部統制システムに関する基本的な考え方>

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、業務の適正を確保するための体制を構築することを重要な課題として位置付ける。

<内部統制システムの整備に関する基本的体制>

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員は、「会社理念」「ビジョン」「ミッション」「Core Value」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
- (2) 取締役会は、「取締役会規程」に則り会社の業務執行の意思決定をする。
- (3) 代表取締役社長は、「取締役会規程」に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、「取締役会規程」に従い職務を執行する。
- (4) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を「取締役会規程」に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- (5) 内部監査担当部門は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査する。
- (6) 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- (7) 使用人に対し、当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要件を遵守する基盤を整備するとともに、必要な教育や啓発を定期的に実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- (8) 経営管理本部は「内部通報規程」に則り内部通報制度の利用を促進し、法令違反又は「Core Value」を阻害するような問題の早期発見に努める。
- (9) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- (10) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- (2) 情報セキュリティについては、取締役及び従業員は「情報セキュリティ管理規程」を遵守し、会社保有情報等の適切な活用・保全・運用に努める。
- (3) 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に

必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

- (4) 個人情報については、法令及び「個人情報取扱規程」、「特定個人情報取扱規程」に基づき厳重に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役社長の下に組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は経営管理本部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。
- (2) 全社的なリスク管理推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にリスク管理委員会（委員長：代表取締役）を設置する。リスク管理委員会は、原則として年4回以上開催する。
- (3) 各担当部署は、「リスク管理規程」に基づき、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (4) 各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメントの体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
- (5) 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」を制定・施行し、あらかじめ必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。
- (6) 監査役及び内部監査担当部門は、統合リスクマネジメント体制の実効性について監査する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするために、取締役を適正な員数に保つ。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜に開催する。
- (3) 経営幹部の合意形成の場として「幹部会」を設置する。
- (4) 取締役会は、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、代表取締役社長以下の取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- (5) 取締役会は、取締役会が定める経営機構及び業務分掌に基づき、代表取締役、取締役に業務の執行を委任する。また、取締役は、担当領域の具体的な目標・予算を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

5. 当社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社の経営理念、ビジョン、ミッション、行動指針「Core Value」及び企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
- (2) 内部監査責任者は、当社の法令及び定款、規程の遵守体制についての監査を実施し、当社の業務全般に

わたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (2) 取締役会は、担当取締役に対し、当社全体で達成すべき数値目標を定め、リスクを管理し法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、事業部はこれらを横断的に推進し、管理する。
- (3) 代表取締役社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (4) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- (5) 必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。
- (6) 各部門は自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

当社では、監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用者を指名することができる。

8. 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用者に対する指揮権は監査役が持ち、取締役の指揮命令は受けないものとする。人事考課は監査役が行い、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。
- (2) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用者に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

9. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要な都度、遅滞なく報告する。
- (2) 取締役及び使用者は、監査役の求めに応じて、速やかにその職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (3) 取締役及び使用者は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は、及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- (4) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
- (5) 経営管理本部長は、内部通報制度の運用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告する。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。また、内部通報制度に基づく通報も同様とする。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- (2) 監査役は代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
- (3) 監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、顧問弁護士又は公認会計士等の外部専門家と連携を図る。
- (4) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- (5) 監査役は、隨時経理システム、ワークフローによる決裁、報告システム等あらゆる情報系のシステム内の情報を閲覧することができる。
- (6) 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、外部監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- (7) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する社内対応、手順を明確にすることを目的として制定した「反社会的勢力排除規程」に基づき行動する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について>

当社の取締役会は、社外取締役1名を選任しており、取締役会において発言し、監督機能を果たしております。第10期の取締役会は18回開催されております。

当社の監査役会は社外監査役3名を選任しており、それぞれ取締役会、監査役会において発言し、監査機能を果たしております。なお、第10期の監査役会は15回開催されております。

当社は不正や法令違反、会社や社会に損害を及ぼすおそれのある事実を発見するために内部通報制度として外部通報窓口を設置し、周知しております。第10期は重要な案件はありませんでした。

7. 剰余金の配当に関する基本方針に関する事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力の強化のための投資に充当することができる旨を定めた上で、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主へ利益還元を検討していく所存であります。現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。内部留保資金については、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

8. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(注) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

ただし、比率（持株比率を除く。）の表示については、四捨五入を行っております。

貸 借 対 照 表

(2023年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	1,532,259	流動負債	319,666
現金及び預金	1,277,717	買掛金	47,403
売掛金	189,903	1年内返済予定の長期借入金	54,924
前渡金	14,355	未払金	42,452
前払費用	35,494	未払費用	85,320
未収入金	384	未払消費税等	11,026
未収還付法人税等	15,457	前受金	20,061
その他	73	賞与引当金	48,689
貸倒引当金	△1,126	預り金	9,670
		その他	117
固定資産	308,719	固定負債	38,955
有形固定資産	75,071	長期借入金	16,685
建物	58,463	資産除去債務	22,270
工具、器具及び備品	16,607	負債合計	358,622
無形固定資産	83,945	(純 資 産 の 部)	
ソフトウエア	39,125	株主資本	1,482,127
ソフトウエア仮勘定	44,819	資本金	476,116
投資その他の資産	149,702	資本剰余金	466,116
敷金及び保証金	103,671	資本準備金	466,116
繰延税金資産	46,006	利益剰余金	561,774
長期前払費用	24	その他利益剰余金	561,774
破産更生債権等	1,001	繰越利益剰余金	561,774
貸倒引当金	△1,001	自己株式	△21,880
		新株予約権	229
資産合計	1,840,978	純資産合計	1,482,356
		負債・純資産合計	1,840,978

損 益 計 算 書

(自 2022年11月1日)
(至 2023年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,945,153
売上原価		578,998
売上総利益		1,366,154
販売費及び一般管理費		1,287,362
営業利益		78,792
営業外収益		
受取利息	14	
その他	70	84
営業外費用		
支払利息	964	
その他	0	964
経常利益		77,911
特別利益		
新株予約権戻入益	0	0
特別損失		
固定資産除売却損	226	
減損損失	56,821	57,047
税引前当期純利益		20,863
法人税、住民税及び事業税	26,975	
法人税等調整額	△11,375	15,600
当期純利益		5,263

株主資本等変動計算書

(自 2022年11月1日)
 (至 2023年10月31日)

(単位：千円)

資本金	株主資本						自己 株式	株主資本 合計	新株 予約権	純資産合計				
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計								
	資本 準備金	資本剰余金 合計	繰越利益 剰余金	合計										
当期首残高	475,601	465,601	465,601	556,510	556,510	—	1,497,713	234	1,497,948					
当期変動額														
新株の発行 (新株予約権 の行使)	515	515	515				1,030			1,030				
当期純利益				5,263	5,263		5,263			5,263				
自己株式 の取得						△21,880	△21,880			△21,880				
株主資本以外 の項目の当期 変動額 (純額)								△5		△5				
当期変動額合計	515	515	515	5,263	5,263	△21,880	△15,586	△5		△15,591				
当期末残高	476,116	466,116	466,116	561,774	561,774	△21,880	1,482,127	229		1,482,356				

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

3. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる主な収益に関する履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

(1) ソフトウェア利用サービスの提供による収益

当社ではデジタルマーケティングの調査・分析・運用ツール「Keywordmap」の提供を行うことを履行義務として識別しております。契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

(2) コンサルティングサービスの提供による収益

クライアントのビジネス目標に応じて、施策の提案、代行、効果測定、改善まで全フローをサポートするマーケティングコンサルティングサービスの提供を行うことを履行義務として識別しております。サービス提供期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

(3) コンテンツ制作提供による収益

コンテンツ制作による収益は、記事、コンテンツ構成案、画像、動画等を引渡すことを履行義務として識別しております。クライアントによる納品物の検収がなされた時点で、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(4) エキスパートソーシング売上

フリーランスの人材をクライアントに紹介するサービスであり、サービスの提供期間内の各種サポートを履行義務として識別しております。サービス提供期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

また、当取引は、財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していないこと等により、代理人取引に該当します。そのため、顧客から受け取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 固定資産の減損に関する見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 75,071千円

無形固定資産 83,945千円

減損損失 56,821千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

当社は、減損損失の算定にあたり、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグレーピングを行っております。

資産又は資産グループに減損の兆候を示す事象がある場合には、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するか否かの判定を行っております。減損の兆候を示す事象とは、資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合や経営環境の著しい悪化を把握した場合等であります。

当事業年度においては「Keywordmap for SNS」において、2023年3月にX社(旧Twitter社)から発表された、提供されるAPIの仕様変更、API料金の有料化、又、円安によるサーバー費の高騰などのサービス提供環境の変化により、コスト削減及び開発体制の見直しを行い、サービスの縮小を決定しました。今後の営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなると見込まれ、かつ、減損対象資産の正味売却価額はないため、回収可能価額は零として評価しております。その結果、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として56,821千円を特別損失に計上しております。

減損の兆候を把握した資産グループに対しては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価格を下回る場合に減損損失を認識しております。なお、割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについては中期経営計画等を基礎としていますが、割引前将来キャッシュ・フローの見積りには不確実性を伴うことから、事業計画どおりに推移しなかった場合には翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 46,006千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について、繰延税金資産を計上することとしております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の繰延税金資産の計上額に影響する可能性があります。

(追加情報)

信託型ストックオプションに関する処理

国税庁は2023年5月30日に「ストックオプションに対する課税（Q&A）」を公表し、「信託型ストックオプション」は、会社が付与した権利を役職員等が行使して株式を取得した時点で実質的な給与にみなされることから、行使済みの役職員等に対しても、会社側が遡及して源泉徴収を行う必要があるとの見解を示しました。

今回の国税庁の見解を踏まえ、外部専門家との協議や確認等を行い、権利行使済みの信託型ストックオプションに係る源泉所得税について納付することを決定いたしました。また、追加的な負担が役職員に生じることから、役職員の追加的な負担増の一部を会社が金銭で補填することといたしました。

これら一連の意思決定の結果、当事業年度において、販売費及び一般管理費として信託型ストックオプション関連費用17,131千円を計上するとともに、役職員等への一部の求償権を流動資産として378千円を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 24,888千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数
普通株式	3,361,810株	19,710株	一株	3,381,520株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加19,710株は、新株予約権の行使によるものです。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数
自己株式	一株	29,039株	一株	29,039株

(注) 増加株式数は、取締役会決議による自己株式取得29,000株、単元未満株式の買取り39株によるものです。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 221,460 株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

ソフトウエア	28,274 千円
賞与引当金	15,358 //
資産除去債務	6,819 //
未払事業税	1,428 //
その他	7,419 //
繰延税金資産小計	59,301 //
評価性引当額	△6,819 //
繰延税金資産合計	52,482 //

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△6,475 千円
繰延税金負債合計	△6,475 //
繰延税金資産の純額	46,006 //

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものに係る未経過リース料	
1年内	90,785 千円
1年超	90,785 //
合計	181,570 //

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。売掛金に関する顧客の信用リスクは、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの低減を図っております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に建物の賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。長期借入金は、事業活動に必要な資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後1年5か月であります。このうちの一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金については、金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	103,671	73,064	△30,606
資産計	103,671	73,064	△30,606
長期借入金（※2）	71,609	71,652	43
負債計	71,609	71,652	43

※ 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※ 2. 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	5年超
現金及び預金	1,277,717	—	—	—	—
売掛金	189,903	—	—	—	—
敷金及び保証金	277	1,260	—	—	102,133
合計	1,467,898	1,260	—	—	102,133

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	5年超
長期借入金	54,924	16,685	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	73,064	—	73,064
資産計	—	73,064	—	73,064
長期借入金	—	71,652	—	71,652
負債計	—	71,652	—	71,652

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債利回り等の適切な指標を用いて割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ソリューション 事業	アナリティクス 事業	合計
一時点で移転される財又はサービス	1,128	250,624	251,752
一定の期間にわたり移転される財 又はサービス	865,751	827,649	1,693,401
顧客との契約から生じる収益	866,879	1,078,273	1,945,153
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	866,879	1,078,273	1,945,153

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度期首残高	当事業年度末残高
顧客との契約から生じた債権	187,967	189,903
契約負債	35,529	20,061

(注) 契約負債は、顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1) 株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	438円30銭
1株当たり当期純利益	1円56銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他注記)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年12月8日

株式会社CINC
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 中里 直記
業務執行社員
指定社員 公認会計士 大島 充史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CINCの2022年11月1日から2023年10月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年11月1日から2023年10月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年12月13日

株式会社CINC 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	外 石 正 行 印
監 査 役（社外監査役）	深 野 竜 矢 印
監 査 役（社外監査役）	木 山 二 郎 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

事業目的の追加

新規事業創出に伴う事業内容の拡大に備えるため、また事業内容の明確化を図るため現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものです。

2. 変更の内容

変更内容は、以下のとおりです。（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1. ~10.) 【条文省略】 【新設】 【新設】	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1. ~10.) 【現行どおり】 <u>11. 企業の合併及び資本提携並びに業務提携の仲介</u> <u>12. 企業の事業譲渡及び事業用資産の売買並びにそれらの仲介</u> <u>13. 【現行どおり】</u>
11. 【条文省略】	

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号1

再任

いしまつ ゆうすけ

石松 友典 (1980年5月13日生)

■所有する当社の株式数 1,722,300株

■略歴並びに当社における地位及び担当

- 2004年4月 株式会社エキスパートスタッフ 入社
- 2005年10月 ソシエテジェネラル証券株式会社 入社
- 2007年10月 JPモルガン証券株式会社 入社
- 2009年4月 スタンダードチャータード銀行 入行
- 2009年10月 フィート株式会社 設立 代表取締役就任
- 2012年1月 株式会社Speee 入社
- 2014年4月 当社 設立 代表取締役社長（現任）
- 2019年10月 株式会社CZ 設立 代表取締役（現任）
- 2023年8月 Nadia株式会社 社外取締役（現任）

■重要な兼職の状況

- 株式会社CZ 代表取締役
- Nadia株式会社 社外取締役

■取締役候補者とした理由

石松友典氏は、当社の創業から代表取締役社長として経営の指揮を執り、当社経営における豊富な経験と高いリーダーシップを有しております。また、マーケティングの知見だけでなく、当該業界全体を俯瞰した大所高所の視点を持ち、現に当社の持続的な成長を牽引する原動力として、企業価値最大化のための経営戦略を推進し貢献しました。その経験と実績を踏まえ、引き続き当社取締役として当社のさらなる企業価値向上を実現することができる判断し、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号2

再任

たいら だいしろう

平 大志朗 (1987年9月29日生)

■所有する当社の株式数 649,400株

■略歴並びに当社における地位及び担当

- 2009年11月 株式会社コーボー・ホールディングス 入社
- 2011年 7月 シックスサイド株式会社 入社
- 2012年 8月 株式会社Speee 入社
- 2014年 4月 当社 入社 取締役
- 2018年 4月 当社 ソリューション事業本部長
- 2018年10月 当社 取締役副社長（現任）
- 2019年10月 株式会社平企画 設立 代表取締役（現任）
- 2023年11月 当社 エキスパートソーシング事業本部長（現任）

■重要な兼職の状況

株式会社平企画 代表取締役

■取締役候補者とした理由

平大志朗氏は、当社の創業から取締役として経営の指揮を執り、マーケティングの事業開発及び研究開発における豊富な経験と高いリーダーシップを有しております。また、マーケティング業界全体を俯瞰した大所高所の視点を持ち、現に当社の持続的な成長を牽引する原動力として、当社の持続的成長に貢献しました。その経験と実績を踏まえ、引き続き当社取締役として当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できると判断し、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号3

再任

あまごし しのぶ

雨越 仁 (1981年3月3日生)

■所有する当社の株式数 19,380株

■略歴並びに当社における地位及び担当

- 2003年 4月 BNPパリバ証券株式会社 入社
- 2007年 4月 JPモルガン証券株式会社 入社
- 2012年 3月 三井物産株式会社 入社
- 2016年 1月 公認会計士登録
- 2017年 4月 フリー株式会社 入社
- 2017年10月 株式会社MILIZE 入社
- 2018年10月 当社 入社 経営管理本部長（現任）
- 2018年10月 当社 取締役（現任）

■重要な兼職の状況

なし

■取締役候補者とした理由

雨越仁氏は、経営管理本部長として、金融、投資、財務全般及び会計全般について豊富な知見と経験を有しており、当社のIR・財務戦略を統括するほか、経営管理体制の構築、コーポレートガバナンス強化施策を推し進めるなど、当社の持続的成長に貢献しました。その経験と実績を踏まえ、引き続き当社のさらなる企業価値向上を実現することができると判断し、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号4

再任

やま じ りょうた

山地 竜太 (1987年5月24日生)

■所有する当社の株式数 16,650株

■略歴並びに当社における地位及び担当

- 2010年 4月 株式会社テンポスバスターズ 入社
- 2013年 6月 カンボジアにて複数事業の立上げ・運営に参画
- 2015年11月 当社 入社
- 2018年 4月 当社 アナリティクス事業本部長
- 2023年 1月 当社 取締役（現任）
- 2023年11月 当社 マーケティングDX事業本部長（現任）

■重要な兼職の状況

なし

■取締役候補者とした理由

山地竜太氏は、マーケティングDX事業本部長として、コンサルティング及び事業戦略全般について豊富な経験と高いリーダーシップを有しており、現に事業戦略を統括することで、当社の持続的成長に貢献しました。その経験と実績を踏まえ、当社取締役として当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できると判断し、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号5

再任

こ づか ひろ し

小塚 裕史 (1964年8月5日生)

取締役在任年数：4年（本総会終結時）

■所有する当社の株式数 1,100株

■略歴並びに当社における地位及び担当

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1989年 4月 | 株式会社野村総合研究所 入社 |
| 2000年 6月 | ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社 入社 |
| 2007年 9月 | マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン 入社 |
| 2010年12月 | 株式会社アクセル（現 株式会社ICMG）入社 |
| 2012年 8月 | 株式会社ベイカレント・コンサルティング 執行役員 |
| 2016年 4月 | 株式会社ベイカレント・コンサルティング 取締役 |
| 2018年11月 | 株式会社ストラドル 取締役 |
| 2019年 1月 | 株式会社デジタル・コネクト 代表取締役(現任) |
| 2020年 1月 | 当社 取締役 (現任) |
| 2022年11月 | 株式会社グッドパッチ 社外取締役(現任) |
| 2023年10月 | 株式会社Blue Tiger Consulting 代表取締役 (現任) |

■重要な兼職の状況

- 株式会社デジタル・コネクト 代表取締役
株式会社グッドパッチ 社外取締役
株式会社Blue Tiger Consulting 代表取締役

■社外取締役候補者とした理由及び期待されている役割

小塚裕史氏は、事業戦略、企業変革、IT戦略、グローバルプロジェクトなどの分野において、立案と実行支援の経験を有するなど、コンサルティング業界及びIT関連業界での豊富な業務執行経験を有しております。また、会社経営者として長期にわたり企業経営に深く関与しております。これらの高い見識と豊富な経験を踏まえ、経営全般に対する助言が期待できると判断し、社外取締役候補者として選定いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 石松友典氏は、当社の大株主であり、親会社等に該当します。
3. 平大志朗氏は、当社の大株主です。
4. 小塚裕史氏は社外取締役候補者であります。小塚氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、小塚氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は小塚裕史氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。本議案をご承認いただいた場合、小塚氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる役員等としての職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって発生する損害を補填することとしております。各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることになります。なお、当該役員等賠償責任保険契約のその他内容は前記事業報告14頁「4 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。
7. 石松友典氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社CZが保有する株式数を含んでおります。
8. 平大志朗氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社平企画が保有する株式数を含んでおります。
9. 雨越仁氏の戸籍上の氏名は、渡辺仁であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区虎ノ門一丁目21-19

東急虎ノ門ビル6F

当社 会議室

前回と会場が異なりますので、

お間違えのないようご注意ください。



(ご注意) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、
お願い申しあげます。

交通 東京メトロ日比谷線 虎ノ門ヒルズ駅
東京メトロ銀座線 虎ノ門駅
A2・B2出口 徒歩1分